

平成29年度 第2回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

平成29年10月2日（月）13時30分～16時

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

峰島委員、竹村委員、大谷委員、深尾委員、吉村委員、市川委員、岡委員、奴賀委員、河村委員、安藤委員、荻野江委員、大菅委員

■欠席委員：

松島委員、稲田委員、前川委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

阪口副主幹

■事務局：

健康福祉部	西部長、杉江副部長
子ども家庭部	居川副部長
障害福祉課	黒川課長、松本参事、中川専門員、三浦専門員
発達支援センター	田中所長、倉田専門員

■傍聴者：

なし

1 開会

【事務局】

ただ今から平成29年度第2回草津市障害者施策推進審議会を開催します。

本日は、松島委員、稲田委員、前川委員が御欠席となります。15名中12名の委員の皆様に出席いただいておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

それでは審議会の進行を規則に基づきまして会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、峰島会長が議事進行を行う。

(1) 第2次草津市障害者計画素案について

【事務局】

資料1～4に基づき説明

【会長】

膨大な量になりますが、資料1、2、3で全体的な障害者計画の構想が出されて、資料4で20の具体的な施策について目標とそれを見るための指標が提案されました。前半と後半に分けてというのは少し難しいと思いますが、全体の構想に関するところから始めながらも、各論のいろいろな施策についての意見も議論する形で進めたほうがいいと思います。

【委員】

全体のところで気になっているのですが、人材不足の問題は、現場からすると整備計画を出されても人が集まらないと実際に整備計画をやりようがないという実態もあるという声が出ています。そこがどのように具体的な施策にできるかということで、展開の方法で柱としては「安心して日常生活がおくれる」という目標3に入ることですけれども、具体的な1から20の施策のなかではどこに位置づけるのか。

【事務局】

資料4の31ページ、施策11「制度の維持と適正運用」での整理を考えています。

【会長】

ここに入るわけですね。単にこの施策11に入るだろうと思ったのですが、人材という言葉が出てこないけれど、ここに位置づけると。

施策を構成する主な事業は、例えば研修費補助などにはありえるだろう。あと人材の募集に対するいろいろなものを含めて、たぶん管轄事業はないと思うのですが、ここに位置づけるということですね。これは難しいと思います。たぶん事業あるいは行政から人事まで含めて介入するわけにはいかないけれど、しかし実態として職員が集まらないというのはもっと厳しくなるだろうと想定されますので、どのようにするのかは、入れる方向も工夫して必ず位置づける必要があるのではないかと。

【事務局】

人材不足は深刻な課題で、湖南福祉圏域においては日中活動の場の検討会議を行っており、人材確保の面について求人の部分で手当てしていくのか、研修費を出していくのかということは検討しているのですが、慢性的に生活介護事業所の職員が不足しているので、なかなか効率的な手が打てない状況にあります。担ってもらって受け皿として事業所にとつ

ては大切なことですので、施策11のなかで位置づけてやっていきたいと思います。

【委員】

人材確保のところで、私たちは就労移行支援事業所で障害者を支援して社会で就職を目指している事業になりますけれども、実際に障害者が介護事業所や保育園でやれる仕事はたくさんあります。そこに今、知的の介護ヘルパー、昔でいうヘルパー制度の研修を受けて受け入れをしてもらうという制度はあるのですが、受け入れをしている個人の事業所さんが受け入れたからといって補償がない。補償がないということは、障害者を雇って同じ最低賃金を払わないといけないので、障害者を雇うぐらいなら普通の一般の人を雇うところも多いなかで、それでも障害者を雇っているところはたくさんあります。だから、受け入れている事業所に対しての補償とか、リスクを背負うわけですから何かがあればもっと受け入れがあると思います。

人材というところでも障害者しかできないものもあるのですけれど、健常者がやっておられることで障害者ができることがある。

保育の制度で、障害者、高齢者、母子家庭の方を率先的に雇えば、6時間以内ですけれど、雇えば年間で1人当たり100万円近くの補助がおりてくるという制度があります。実際にその制度を使って保育園で雇ってもらっている人もいます。その制度を使えば、保育士さんが不足しているところでは、ほぼ1人の給料を保育園が出さなくてもまかなえるぐらいの補助がある。そういう制度が障害や高齢のほうでもあれば、一般の人からの求人というよりは、実際に障害者も働ける枠がたくさんあると思うので、同じような制度ができていけばいいと思います。

【会長】

社会福祉事業の職員として障害者を雇うという問題と、もう一つは、障害がある人たちの就労の場を確保するという、二つが一緒に出されているのですけれど、施策17にむしろ位置づけて、施策17の成果指標が、一般就労移行者数となっていますけれども、ここに位置づけるのか、あるいは一般就労の障害者数という形に位置づけるのか。今御指摘があったのは、雇用促進法の関係の助成金の活用を実際にもっと拡充するということですね。保育所でいろいろな人を雇ったらというのは、雇用促進法の補助金の関係だろうと思うのです。

【委員】

子育て部門の方から出ている補助金だったと思うのです。ハローワークや雇用の方から出ているお金ではないように思います。

【事務局】

障害者雇用促進法の関係で法定雇用率が決まっております、一定以上の規模の会社は常勤の従業員に対して何パーセントという形で決まっていますが、それ以外に、その率を超えて障害のある方を雇用された事業所には調整金というか、国から職安を通じて補助が出る制度になっておりまして、その財源は雇用率を満たしていない事業所からの納付

金でまかなわれている状況です。

保育所の関係はその枠外で、各市単位で出ているのかはわからないのですけれども。

【会長】

調整金と納付金だけではなくて、雇用促進法の50人以上が対象ですけれど、50人未満であってもいろいろな規定で雇用を促進するための推進事業をしている場合の助成金がたくさんあるのです。その一つで、母子家庭やそういう人たちを含めて、どれくらい雇ったら云々という制度だろうと思います。たぶん雇用促進法か、雇用対策法かどちらかだと思いますけれど、福祉の独自の部分ではなくて。

【委員】

福祉ではなくて、保育士が少ないところの補助制度だと思うのですけれど。毎年更新されているはずなので、実際にそれが活用されていると大津市で聞いているので。大津市で実際にその制度を使って保育園が雇い入れをされているケースがあるのです。

【事務局】

そこはまた確認いたします。大津市では、保育所の保育士の求人活動のための住居手当や独自制度を打っておられるなかでそういう制度があるのかもしれませんが。かなりの財源もいるので、できる・できないはちょっと言えないところではあるのですけれども。

【会長】

今御指摘があったのは、障害者等のいろいろな雇用に関してさまざまな雇用推進の制度の活用だろうと思いますので、そこは施策17のところの事業のなかで、必ずしも福祉事業だけではなく、労働関係の助成金に関わるような事業も入れていく必要があるのではないか。これは雇用対策だろうと思いますので。

【委員】

高齢者関係で地域包括支援センターという組織があります。私もよく利用させてもらっていますが、各学区、少なくとも中学校区ぐらいに相談施設をぜひつくってほしいと思っています。今は市役所に行くか、福複センターに行くかでちょっと大変なので、各学区のなかであればと思います。

【会長】

一つは、相談支援センターを身近にという具体的な提案と同時に、もう一方でいうと、地域包括ケアシステム推進強化法によって社会福祉法が改定されて、諸分野の相談機関が他の分野の相談を拒否してはならないとなったので、地域包括支援センターと子ども子育て支援センター、あるいは発達障害者支援センターの連携とかが、地域包括支援センターは中学校区ですけれど、障害のところは人数的にはそこまではいかないと思うのですが、身近にくっつける手が考えられるのではないかとということで、障害者福祉センターのところで行うのか、地域包括の地域づくりのところに入れるか、たぶん御指摘からすると地域

包括のところに入れたほうがいいですね。包括のところはほかの相談事業との連携も含めてもっと身近にするということでは、障害者の相談の窓口をたくさんつくるだけではなくて、身近にある相談のところと他の相談との連携もありえるのではないかと。

【委員】

基本的に障害者の方々が相談される場所として、ほかのところと一緒にいうなかで、今あるところ自体がそもそも間違っています。足腰が不自由な方々に交通の利便性のないところに相談に行けというのは、もっと利便性のいい駅前施設等々に相談施設を設けていただいて、バリアフリー化の進んだところで安心して相談に行けるようにすべきと思う。

福複センターはたしかに10年前に、団体のいろいろな皆さん方の要望でできあがりましたが、そもそも相談する場所が2階なのです。これはバリアフリー化を率先して考えられた市の施設として、障害者の皆さんの相談場所としていいと考えておられるのか。数もほしいけれど、もっと安心して行ける利便性のいいところにそういったものを考えていただきたい。そもそも福複センターであること自体が、あれは施設の名称から、あそこになければおかしいという形でつくられているという感じを受けましたので、そういったことも十分配慮のうえ考えていただきたいと思います。

【会長】

今御指摘があった相談事業所が少ないというのを、単に増やすのではなく、あとは相談員も増やすとなっているのですけれど、量だけではなくて利便性のあるところにどうつくるのかという課題もある。

【委員】

2018年4月から障害者の法定雇用率が上がって、今の2%から2.2%、さらに2.3%と上がっていく。これに具体的にどういう施策で対応していくかは、どこに入るのでしょうか。

【会長】

資料4の37ページ、施策17です。私も先ほど指摘しましたが、ここは基本的には福祉の部分からしか書いていなくて、雇用部分の施策の事業が抜けている感がありますので、雇用率が上昇するという事で草津の雇用率をどうするかという、これはぜひ入れてください。基本計画ですからこれは入れないといけないと思います。

【委員】

21ページの障害者福祉センター管理運営事業（交流事業分）で、福複センターが中心のように書いてありますが、これからの施策のなかで取り組んでいただければ、ぜひこういったものを今後できる交流センターといいますか総合交流センターというのですか、現在の西友跡地のところに御計画をいただいていますね。本当に利便性の悪いところをつくっても、障害者全員が車の運転ができるわけではないのです。ましてや1時間に1本あるか、ないかというバスの便のところそういう施設があつて、そこで交流しなさいとい

うのは、これは言葉だけの交流であって、当事者からいったら居場所づくりではないと思います。もっと利便性のいいところに、今回交流ゾーンが最終的にどうなったか知りませんが、子どもさんの交流ゾーンを1階につくられるという話も聞いております。そういったところに障害者の交流場所もつくってほしい。

ましてや、なぜ福複センターは福祉の2階で靴を脱がなければならないのか。障害者が、足腰が不自由な人間が施設として使わせていただくところで、靴を脱いでスリッパに履き替えましょうというのは転倒しなさいといっているのと一緒です。スリッパほど危険なものはない。それを福複センターの2階の福祉ゾーンは、靴を脱いでスリッパに履き替えましょうとなっている。居場所づくり、また障害福祉に対して十分御理解のない方々が施設管理をされているのではないかと疑いをもつような場所になっています。

行政ももっと利便性のいいところ、例えば南草津でいえばフェリエの1階にそういう施設をつくっていただくとか、草津市がつくられたマンションの下のテナントが空いているところはたくさんあるわけですから、そういったところで考えていただく。そういったことをここで記載していただくようお願いしたいと思います。あくまでも福祉センターは障害者福祉センターという名称だけであって、市内の障害者にはなんら貢献できていない場所だと思います。

【会長】

これは施策20ですね。40ページにありますけれど、「バリアフリー化の推進と移動の確保」となっていて、一般的な建物のバリアフリー化だけではなくて、障害に関するいろいろ中心的なところについては、基本的にはバリアフリーと利便性のあるところはかなり意図的にやる必要があるのではないかと。これは位置づけてもらわないと困る。相談だけではないですね。実際に福複センターを考えるといろいろな事業がほかにもありますので。あそこは会議室等もあると思いますので、それも含めて施策20のところに位置づける必要があるのではないかと。あと総合センター、交流ゾーンが駅前にできるのなら、優先的に使用してもいいのではないかと。

【委員】

21ページの施策1に障害者差別解消法を位置づけないといけないのではないかと。障害者差別解消支援地域推進協議会と啓蒙啓発事業がありますね。それから指導・勧告がどうなのかという数字も出てきますので、必ず施策1のところに障害者差別解消推進法の草津市の取り組みを位置づけてください。

【委員】

養護学校等を卒業した卒業生の進路先の確保のところ、生活介護事業所が不足しているという声があがっているのですが、これを解決していくための施策が27ページの施策7になるのかと思うのです。就労のところは一般就労の37ページのところではなくて施策7になると思うのです。ここの施策を構成する主な事業のところ、33番に挙がっているのですけれど、実際にサービスを確保しようと思っても事業所がないので確保できないと考えるので、まずは事業所の拡充というか増やすということもここに入れればいいと思

います。

【会長】

日中活動系サービス等給付事業の、重度の障害者、あるいは強度行動障害をもっている人、医療的なケアを必要とする人、重心の日中活動系のサービスについてまだまだ不足しているということが全般にありますので、施策7の位置づけのどこかに、やはり重度とか強度行動障害とか重心とか、医療的なケアを必要としていることを「特に」とか何かの表現で入れる必要があるのではないかと。これは施策7のいちばん上のところですよ。その意味でいうと、成果指標もサービス等利用計画の作成件数でいいのか、ちょっと気にかかるのです。ですから重度の人などの作成件数がどれくらい出たのかがかなり重要ではないかと。

【事務局】

先ほどの生活介護事業所の件ですけれども、施策7のところでは日常生活支援の充実として主な事業のなかに生活介護の位置づけはしているのですが、それとは別に施策11の「制度の維持と適正運用」のなかに、重症心身障害者に特化した生活介護事業所の運営支援や、実際に施設整備補助などもしており、そういったことも一部記載をしております。

おそらく今の生活介護の課題については、施策7のサービスの確保の部分と、実際に事業所の整備を促進する部分については施策11で、併せて進めていくことが必要だと思っております。

【会長】

両方ですね。ただ、要望としては、施策7の日常生活支援の充実のなかで「特に」ということで位置づける必要があるのではないかとということ。施策11は誰もがというだけではなくて、障害が重い人や困難な人のところを特にというのがあるのではないかと、両方ですが、施策7と施策11で重なるけれども両方位置づけてもいいのではないかと。

【事務局】

課題のほうにも出ていますので、そういった形で位置づけたいと思います。

【委員】

施策19になるのかもわかりませんが、「地域福祉活動の促進」ということで挙げていただいているのですけれども、何においてもすべて地域でとか、地域の支え合いでとか、地域のなかでみんなと一緒にということが盛んにいわれるようになってきていると思うのです。ここでもそういう意味で主な事業でいろいろ挙げていただいているのですけれども、行政のほうの事業ばかりで、では実際に地域にいる人間はどのようなことをやっていったらいいのか、何を考えていったらいいのか、具体的な活動のヒントになるような何かを入れるか、あるいはその方法などを示していただくとありがたいと思うのです。地域のなかでみんなで一緒に考えてくださいといわれてもなかなか難しいところがありまして、何かの案を入れていただくとありがたいです。

【会長】

現在ある事業で協力をお願いしますということでいろいろな事業が並んでいるのですが、地域の人たちにこういう事業がありますという啓蒙とか、具体的な参加の方法とか、そういう事業はあるのかということだと思っております。

【委員】

なかったら、そういうものをつけ加えていただきたいと思います。

【会長】

39ページの「地域福祉活動の促進」のところで、今行われている事業自体はあるのだけれど、もっといろいろな人に参加してもらおうとすると地域住民にその辺の啓蒙とか呼びかけをどのようにするのかという、こういう施策もぜひ盛り込んでほしいと。

【委員】

地元のかかりつけ医をもちにくいという声がたくさん挙がっており、また養護学校の重度の障害がある子どもの保護者からも声が上がっています。小児保健医療センターがかかりつけ医になっている場合が多く、守山市で近いのですが、そこに行くことが多いです。「保健・医療の充実」で達成目標と成果指標が受給者数ですと、これで障害のある人が必要な医療を受けることができるというので、成果指標がこれだけであれば、実際に地域の病院でかかりつけ医をもちたいというのが、これでは進んでいるか、進んでいないかが全然評価できないのではないかと思います。

障害の重い人でも地元にかかりつけ医をもつというところの普及を、どういうふうにしたら成果指標で、本当に地元のお医者さんにかかっている人が増えた、かかりつけ医がもてるような医院がたくさんあることがわかるかなというのを考えてほしいと思います。

【会長】

25ページの施策を構成する主な事業の20に、かかりつけ医等普及促進事業があるのですが、具体的な展開は「検討していきます」となっていて、そこを検討ではなくてももう少し具体的な施策ができるようにという要望です。

【委員】

歯医者さんは、障害がある子どもも診ますという一覧があるのです。障害者専門の歯医者さんに行かなくても、ここで診てくれるという表があるのですが、それ以外の内科とかに関してはそういう資料がまったくないので、近くの病院、お医者さんに行っても診てもらえるのかという不安をもっています。

【会長】

「医師会と相談して」とか「医師会と連携しつつ」という言葉を入れるかどうかだと思います。具体的な施策で福祉の分野だけだと、「検討します」としか書きようがないのです。

けれど、そこまで踏み込めるかどうか。意外と精神医療の関係では医師会と連携しなければならぬというのが今度入りますね。その意味では福祉のほうからここに一言書けるかどうか。

【事務局】

障害のある、なしにかかわらず、全体としてかかりつけ医をもちましょうという、かかりつけ医の普及計画事業を展開しているところです。歯科の治療については、歯科医師会と滋賀県と市町が協力して、施設に歯科健診に回るという事業を行っているところですが、かかりつけ医の普及事業まですぐできるかという、ちょっと難しいところがあります。医師会との調整等もあって。

【会長】

それを書くかどうかということをおっしゃっているのですけれども、それを抜きにしては、検討するということを実行するのはたぶん難しいことはわかっていますので、「医師会と調整しつつ」というような言葉が入らないと、ちょっと難しいでしょう。福祉課から書くことを検討するということによろしいですか。相手がありますので、すぐに「うん」とはいえないと思いますけれどもお願いします。

【委員】

私の個人的な見解ですが、かかりつけ医を直接こちらから求めると今の在宅医では非常に難しい。小児保健医療センターなり、それを専門にしておられる医者が逆に地域との連携を図っていくのであれば、安心して診てもらえる。逆にいかないと、下から上に行くのは大変ではないか。診断するという意味において治療するにおいては逆にいくべきではないかと思うのです。小児保健医療センターのほうからいってあげるような方向を、医師会あるいは県なのかわかりませんが、そうしていただくのがいいのかなと思います。

【会長】

たぶんそうだと思います。利用者一人ひとりが下からいってもなかなかできないし、上からというような意味で、医師会と調整しないとできないだろう。そこは少し検討していただくということをお願いします。

障害児関係で新しくいくつか出ましたけれど、今日は副会長が来られなくて、発達支援センターとの関わりで施策12と13の関係のなかで、この中身はわかりますけれど、発達支援センターは施策12と13の両方に関わってくる。施策13のところは発達支援センターとの関係が抜けていますので、文章のところも含めて発達支援センターも就学前の教育保育のなかに位置づける必要があるのではないかと。

施策13の成果指標は「障害児保育検討会議の参加人数」、これがどういうものなのかというのと、この参加人数で指標になるのかどうかですが。

【事務局】

まず、施策13における発達支援センターの事業の位置づけにつきましては、保育所、

幼稚園の障害のある子どもさんへの支援も発達支援センターが関わっておりますので、施策13についても発達支援センターの何らかの事業を位置づけできないか考えていきます。

2つ目の、施策13の成果指標については、幼児課と調整していくことになると思うのですけれども、障害児加配という制度がありまして、通常の保育士さんや幼稚園の先生の配置に加えて、障害のある方がいらっしゃる場合に何人かフォローの先生がつく制度ですが、そういう加配を主に担当されている保育士さんや幼稚園の先生方に障害児保育検討会議にお出でいただいて、研修会やケース会議を実施しておりまして、障害児保育の実践の底上げを図っている会議です。施策13の就学前教育保育の充実において、研修会的な位置づけになるのですけれども、このあたりの参加人数を今の段階では挙げさせていただいています。

【会長】

要するに障害児の保育・教育の質の充実を成果指標で見ようというところだろうと思います。ただ、全般にそれでいいのかということかというと、本来なら保育園、幼稚園に受け入れられている障害児の人数と、それで補助を受けている人数になると思うのですけれども、質の問題を重点にするというのは何かあるのでしょうか。

【事務局】

当初は、障害のある方が入所できる人数という文言も一つの案として挙がっていたのですが、今の段階ではこちらになっています。

【会長】

検討するというところでよろしいですか。量の問題はもういいのかというようになってしましますので、そのところはぜひ検討をしてください。

【委員】

施策14で「特別な支援を必要とする子どもへの個別支援計画作成率」と「率」が入っています。例えば100人いたら何パーセント以上作成しなさいとか、こういう率が出てくるといえることですか。実際にはどれだけの人数がいて、それに対してどれだけやっつけていくかということで、率で評価するというのはどうなのかなと思うのですが。

【会長】

作成率というのは基本的には100%のはずですけど。

【事務局】

施策14の作成率ですが、実際にここに挙がってくる数字としては、当然必要な人にはこういう計画がつくられていると聞いていますので目標100%という数字が挙がってきます。教育関係の部署と調整をするなかで、この施策に対してどういう指標を挙げたいのかだいぶ悩んでいたって、当然やらないといけないことではあるのですけれども、あえて挙げるとすればということで、挙げさせていただきました。

【会長】

特別支援学校に在籍する子どもは個別支援計画が絶対にあるはずですし、普通学校のなかの障害児学級にいる子どもについてもあるはずで、それ以外の人を想定しているのだとすると母数がわからないはずなので率というふうには出てこないと思うのです。これはどのような意味なのか、成果指標として妥当なのかを検討してほしいと思います。

全体を通していくつか出ましたけれど、市民に広報してこういうことを具体化するというのを考えると、重点は何か、草津の目玉は何か、草津の特徴は何かというのを打ち出す必要がどこかであると思います。その辺については今の段階でどうなのか、作業状況を教えてください。

【事務局】

重点施策という部分では、今日の計画素案では記載はしていませんが、ヒアリングなどをさせていただくなかで、日常生活を支えるサービスの確保というところの課題が多かったのもので、そういったところを次回の審議会までに整理させていただきます。

【委員】

切れ目のない支援というところで、施策14を見て思ったのですが、個別の支援計画の作成においては、中学校の特別支援学級とか普通学級でもつくっているところもあるのですが、それが高校入試の段階になって高校にきちんと引き継いでいないという現状がたくさんあります。高校入試で入学したいがためにというのは変ですけども、そういうことがあって、切れ目のない支援がなかなか高校に引き継がれない。それは全県的にあると思っています。

草津養護学校の高校3年生の状況ですが、生活介護の進路先というところでは、40数名卒業するなかで今は8名程度がなかなか事業所に行くのが難しく、事業所全般的に人材不足と聞いております。今後の草津養護の状況を考えると、児童・生徒数は次年度も入学者数が増えると予想されますので、それに伴って各学年の卒業生もたくさんおりますので、施策11については運営費の補助ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

【委員】

この障害者福祉計画は第2次ですか、第2期ではないのですか。

【事務局】

前回の資料では第2期としておりましたが、国の障害者基本計画が第1次、第2次という形で整理されていることと、障害福祉計画・障害児福祉計画が第1期、第2期という形で以前からなっていることもあり、国の基本計画に合わせて、第2次という形に修正しました。

【会長】

それでは、審議会が終わってからでも気づいたことがありましたら事務局に意見を出し

ていただいて、まだ最終的なところまで時間はありますので、その処理については事務局と私のほうに一任させていただく形にして、意見はぜひ出していただきたいと思います。

(2) 第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画素案について

【事務局】

資料5、6に基づき説明

【会長】

最初の重点のところと、それぞれの事業の数値目標ですけれども、質問、御意見等ありましたらどうぞ。

【委員】

資料5の1ページ目の真ん中から下の第2章のところに入所者数46人、削減目標とかいろいろあるのですが、これは国の方針ということで先ほど御説明がありましたが、減らすことが目的なのですか。

もう一つ、2ページ目に就労移行支援事業の利用者数46人とあって、目標値は57人に増えることになっているのですが、こちらの目標は増えているのですけれども、施設の入所者の目標は45人に減らしていく。このあたりの関係がよくわからないので教えてくださいいただけますか。

【事務局】

施設入所者の部分につきましては、ここの成果目標が施設入所者の地域生活への移行という形での目標値になっておりまして、国は9%以上の方を地域生活へ移行させていくという目標を掲げておりますので、ここの数値につきましては施設から地域に移っていただくという意味で、数値としては減っていきます。

就労移行支援と施設入所支援はまったく別のサービスとなります。

【会長】

入所の数字3人というのは目途が立っているのですか。

【事務局】

入所者については、施設のほうに調査をさせていただいて、今後地域移行を考えておられる方が何人かおられまして、そういったところを踏まえています。

【会長】

根拠があるということです。資料5の同じページの右上の2段目の「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を検討します」は、今後の福祉計画3年間のなかでつくれるかどうかわからないということですか。これはつくらないと、いけないと思います。

【事務局】

協議の場につきましては、当然国の基本指針のなかで設置を求められておりますので、設置するという事で考えていますが、具体的にどのような形でというところまでまだ整理できておりませんので、基本的には設置するという事です。

【会長】

要するに、設置するけれども、どのような方法でやるかは検討するという事になるので、そのように表現を改めてください。

3番目の地域生活支援拠点事業は、とりあえずは3年間では拠点事業としてはしないということですね。

【事務局】

第4期の計画にも書かせていただいておりますが、拠点整備というより面的な形での整備を考えております。

【会長】

そうすると圏域で地域生活支援拠点事業があるところ、あるいはやっているところはありますか。というのは、たぶんそこの連携が、草津でいうと面的にいろいろな形で総合的なネットワークをつくるのはわかったのですが、拠点としてそこでなんでもというものがなければ、その意味では、そうした要望に応えるためには、圏域にあるものとの連携をしないとできないという形になると思いますので、そこのところはどうか。圏域のなかでの位置ですけれど。

【事務局】

圏域のなかでもこのような形で、資源としては市単独でいくと対応できない部分がありますので、圏域のなかで今ある資源を活用しながら、面的な形の体制づくりを進めていきたいと考えています。

【会長】

圏域のなかでも拠点としてやる場所はないわけですね。

【事務局】

現状把握しているなかではそういったことは聞いておりません。

【会長】

わかりました。圏域全体は拠点としてつくるわけではなく、面的に総合的にネットワークをつくりながらやっていくという、全体にはこういう感じですか。

【事務局】

面的整備型の方向をお示ししているのですが、各市も計画策定の時期ですので計画のす

り合わせ、考え方のすり合わせを行うなかで、面的整備を進めていくという方向で聞いています。

【会長】

ただ、拠点は圏域に1箇所は必要というようになると思います。そこは調整をしてもらいながら、どこが担うかとか財政負担をどうするかという問題はあるとは思いますが、24時間どこでも絶対に「ここならば」という拠点は圏域に少なくとも1箇所は必要だろうというのは現実的な要請として出てくると思いますので、そこはぜひ圏域のなかでの調整で検討してください。

【委員】

第3章の自立支援給付に就労移行支援や生活対応などの数値目標があるのですが、就労移行でいえば毎年1人ずつの増加という形になっていると思うのですが、今、生活介護が不足しているというところではいると思うのですが、実際に生活介護は、現在利用されている方のなかでも就労継続支援B型事業所でまだまだ働ける方もいるのかなとか、B型で利用されている方も就労移行で十分機能している方もいるのかなというところになってくるので、まさしく就労移行を増やしていくことで社会に出していく、福祉サービスを循環させていくことが大事なのかなと思います。

実際に養護学校の高校2年生の段階で就労アセスメントをして、働く能力というところ、就労移行が見えるという制度が遂行されていると思うのですが、自分たちが見るなかで十分移行支援で、2年、3年先を見越したら就職できるのではないかと能力をもっている方の評価を出しても、結局B型になって就労移行のほうに回ってこないケースが非常に多いように思うので、そこをどうしたらもう少し循環していけるのか。そうすることによって、生活介護に入らないといけいない人がしっかりそこに入っていけるのではないかと常に思います。もう少し目標数を上方修正すべきではないのかと思います。

【会長】

基本は利用者の希望にというのが前提にあるのですが、ただ、今後の計画として、希望する、あるいは実態的にというのは、どの辺をつかんでいるのかということです。

【事務局】

まず就労移行支援につきましては、養護学校の進路の関係で今後のサービスの利用希望がありますので、その辺の数値を踏まえながら30年度以降の数値を設定しています。ただ、就労移行支援につきましては、基本的に2年間のサービスとなりますので、ニーズとしては毎年ありますけれども、その分、終了される方もおられるということで、結果的に毎年1人ずつという形の増加となっております。

就労アセスにつきましては、国のほうでQ&Aを示されているのですが、基本的にはこの数値目標のなかには入れないという形で出ておりますので、今掲げております利用者数はアセスの人数は抜いた形で設定をしております。

【会長】

希望を第一に考えているということで、ただ、利用してみたら変わる可能性もかなりあることを考えると、実際に日中活動については各分野の移動とか変更とかは、希望意向が変われば当然出てきますので、そこは「柔軟に対応する」というような言葉を入れてもいいのではないですか。一応こういう数字は出ているけれど、これは策定時の利用希望とこれまでの伸び率を参考にしたものであって、この間の変更は相当ありうるのではないかというぐらいは入れてもいいのではないですか。生活介護が増えて就労移行が減るとか、逆も含めてありうるだろうということも書いていいのではないですか。

【事務局】

計画期間中の社会情勢に合わせて数値は柔軟にする旨の一文を入れて対応したいと思います。

【委員】

就労移行のところで養護学校の卒業生がどこを希望するかということで、今、県でも卒業後の自立に向けたということで職業教育のあり方の検討をしている状況で、その研究の3年目に当たってしまして、草津養護学校でもそれに向けた教育課程の編成を次年度に向けて変えようと思っています。就労に向けたカリキュラムの編成で、草津養護学校は今までの状況では少し弱いなと思っています。草津市の通学区域の養護学校というと草津養護しかありませんので、教育課程の編成を変えることで、もう少し自立に向けた就労というところで生徒たちの目標も違ってくるかなと思っています。

【会長】

日中活動の事業間の移動は状況を見てありうるだろうということぐらい、書いてもいいと思います。

【委員】

児童福祉法の関係ですが、障害児の放課後デイサービスは従来の伸びをかなり参考にしているという見込みですか。

【事務局】

そうです。

【会長】

今回の厚労省の通知による規制で、報酬単価が下がるかもしれないのですけれども、いけるかどうか、その辺の見通しはどう考えているか。たぶん一般企業が相当入っていると思いますので、一般企業は採算が合わなくなるとすぐに撤退するという動きは、就労継続支援A型事業所で大人のほうは出ているのですけれど、この辺のところをどう見るかですね。そこは勘案しましたか。

【事務局】

福祉計画の41ページに放課後等デイサービスが記載されておりまして、放課後デイサービスにつきましては、事業所での主任のような役割を務めます児童発達支援管理責任者の資格要件が厳しくなっている状況で、事業所からも今後実施のほうは対応が厳しくなるという声は聞いています。草津市内でも廃止・休止している事業所もありますが、新規開設予定の事業所も聞いているなかで、結果としては、これまでの利用人数の推移を見て算定しています。

【会長】

基本的には変わらないだろう、減ってもまた出てくるだろうと。

【事務局】

放課後等デイサービスの関係で、27年度から28年度にかけて事業所が11箇所から18箇所に増えています。金額的にも給付費が7,000万円程度増えております。昨年同期に比べて今年度の8月末ぐらいで45%ほど増えている状況があります。増えているのは1人当たりの給付量が増えているというか、人数が40~45%増えているという数字もあります。今また計画をされている新たな事業所もあり、休廃止されている事業所もありますが、その辺のところはある意味国の基準が厳しくなったなどで、そこに来られる子どもが減ったとか、いろいろ考えておられると思います。

現在はそういった形の推移で非常に伸びた状態です。24年度から始まった制度ですので高校3年生までその制度が利用できることになれば、もう少し伸びていく可能性があるかなと考えまして、この数字にさせていただいたところでございます。

【会長】

ただ、こういう事業の休止、廃止は事業所の都合でされてしまうと困るのです。もう一つは、質がちゃんと確保されているのかどうか、その辺も気になるのです。数値的には減っているけれども新しいところもきているので維持しながらも、質の確保のための何か、例えば自立支援協議会で放課後等デイサービスの事業所は参加されていますか。

【事務局】

参加されている事業所もあります。全事業所というわけではないのですが。

【会長】

質を上げるような交流会や研修会も少し考えてもいいのではないですか。

【事務局】

今年度、研修会の実施を予定しております。

【会長】

研修会をやるのと、質をチェックするということも含めてぜひ考えてほしいなと思って

いるのです。要するに休止、廃止というのは障害児にとっては大変迷惑ですので、そうではなくて質をきちんと維持することがこの事業の基本ですので、その辺りは市も介入してもいいのではないかと考えています。そこもぜひ検討してほしいところです。数値目標のところはもちろんあるのですが、今いわれた研修とか、この研修に参加していないところをチェックするとか、それぐらい考えてもいいのではないのでしょうか。そこはぜひ検討していただきたいと思います。

【事務局】

わかりました。先週、来年度以降に初めて放課後デイを利用される保護者の方と事業者が集まっていたきまして、全体説明をしたあと、いろいろな特色が各事業所にございますので、就職の説明会のようなイメージでブースをつくって保護者の方自ら聞いていただいて、納得していただいて来年度以降、進路決定が前提ですけれども、そういう形で利用いただけるような場を昨年、今年と持たせていただいております。

【会長】

そのとおりやっているかどうかというところを、市が事業に介入するのは難しいけれども、勝手に廃止する、休止するのは私たちからしても相当問題なので、そのところはぜひ見るようにしていただきたいと思います。

【委員】

資料6の4ページの障害者計画の表の見方を教えていただきたいです。目標と施策があって、施策を構成する主な事業があるわけですが、空欄があるのはどのように解釈したらいいのかよくわからないので、教えてください。

【事務局】

基本的には資料6の11ページ以降の第3章「サービスの見込み量と確保方策」で挙げているサービスに該当する事業だけ書かせていただいたので、障害福祉課と発達支援センター以外の事業についてはこの表には書いていません。関連するものだけをここに位置づけております。

【委員】

その意味がよくわからない。第三者がこの計画書を見たときに、表の空欄のところはやっていないと思ってしまうのではないか。せっかくやっているのであれば全体を埋めないと、対比表の意味がなくなってしまうのではないかと思ったので聞きました。

【会長】

一般的に見ると、空白のところは計画をつくらないのだなと見られてしまうから、障害福祉計画でこの計画を立てるところ、それ以外の空白のところについては障害者計画で立てていますというような、そういう文章を入れてくださいということですね。障害者計画は先ほど議論したものがあって、そこにある部分と、ここで数値目標にする部分が分かれ

ているものですから、空白のところは障害者計画のところを参照してくださいとか、そういうのを入れてくださいということだと思います。

障害児福祉計画は今回が初めてですけど、よろしいでしょうか。

【委員】

10ページの障害児支援の、2番の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保のところ、児童発達支援が32年度末時点で1箇所、放課後デイサービスが2箇所と挙がっているのですけれど、これは国の数値目標では湖南圏域でも1箇所と挙がっているところを2箇所としていただいているのだと思うのですが、2箇所という数字の根拠として、32年度までにしようと思っている事業所が今すでにあるから2件なのか、ないけれどもやはり必要だから2件にしていこうと思って2件になっているのか、どちらか教えてほしいと思います。

【事務局】

放課後等デイサービスにつきましては、今、市内にすでに重心対象の事業所が1箇所あります。そのうえで今回ヒアリングを事業所にしたなかで、今後別の事業所が重心対象施設の開設を予定しているという話を聞いており2箇所としました。児童発達支援につきましては、現在、重心対象の施設はなくて、同じくヒアリングのなかで今後そういうことを考えているということを知っていますので1箇所としました。

【会長】

全般的に数値の目標については、各事業別は別にしまして、重点的なところは確保の見込みのあるところになりますので、まったくの願望ではないということです。

ほかになれば、これももう一度、議論の機会がありますので、それまでに気づいたところがあれば事務局のほうに出していただいて、もう1回のところでそれも検討させていただく形にしたいと思います。

今日は長い時間になりましたけれども、いろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。

3 閉会

【事務局】

予定しておりました議事はすべて御審議を賜りました。ありがとうございました。本日いただきました委員の皆様の御意見を踏まえ、計画案を作成してまいります。また気づかれた点があればメール等で送っていただきますようお願いいたします。

次回は、11月2日(木)午後1時30分からこの場所で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。